



監督署からのお知らせ (2021年5月)

石巻労働基準監督署
令和3年5月14日

〈新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、職場での感染を防止しましょう!!〉

《労働発生状況》

令和2年の労働災害発生状況が確定しました。死傷災害は、令和元年（平成31年）に比較して、▲0.5%とわずかながら減少しました。死亡災害は2名の減少となりましたが、今なお尊い命が失われていることに変わりありません。



死傷災害を分析すると、事故の型別では転倒27%、墜落・転落16%、はさまれ・巻き込まれ12%とこの3つで55%を占め、また、年齢別では50歳以上がこちらも55%を占めています。以上からは、**令和3年の労働災害防止のポイントは、転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害の防止に徹底的に取り組むこと、高齢労働者が安全に働くことができる環境の整備を進めること**となります。労働災害防止団体による支援や関係する助成金の活用により、より安全で健康な職場づくりをお願いします。

〈石巻労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和2年は確定値、令和3年は4月末時点）〉

業種	令和元年確定値		令和2年確定値		前年同月比		令和3年1~4月		令和2年1~4月		前年同月比	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全業種	364	5	362	3	-2	-2	126	0	100	1	26	-1
製造業	110	0	100	2	-10	2	27	0	25	1	2	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	19	0	14	1	5	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	16	0	13	1	3	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	22	0	25	0	-3	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	11	0	13	0	-2	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	6	0	7	0	-1	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	5	0	5	0	0	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	11	0	7	0	4	0
商業	38	0	43	0	5	0	26	0	9	0	17	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	20	0	8	0	12	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	6	0	10	0	-4	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	5	0	9	0	-4	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	34	0	24	0	10	0

宮城労働局の状況



※ 石巻署分も掲載

《はしご・脚立を使う前には必ず安全確認を！》

墜落・転落は非常に多く、発生すると死亡に至る、後遺障害を残すなど重篤な災害となるおそれがあります。その発生状況を分析すると、足場や建築物など著しい高所だけでなく、はしご・脚立を使用した比較的低い箇所から墜落・転落し、長期間休業する災害が多いところです。「はしごくらいの高さであれば…」、「脚立だから安心。」といった軽い気持ちの作業による災害が後を絶ちません。そこで、はしごであれば、上部・下部の固定、適切な突き出し、踏み棧等の損傷がないことなど8項目、脚立であれば、安定した場所での設置、開き止めの確実なロック、頭の真上での作業回避など10項目のチェックポイントをお示ししています。すぐに導入できる安全対策ですので、ぜひ始めてみましょう！



チェックポイントは、厚生労働省ホームページの「[はしごを使う前に](#)」/「[脚立を使う前に](#)」の資料をご活用ください。また、こちらのQRコードでも検索可能です。



《 熱中症予防に万全の対策をお願いします！ 》

今年も暑い時期がやってきました。熱くなると心配なのが職場における「熱中症」です。令和2年には、全国で959人が死傷し、そのうち死亡された方は22名であり、宮城でも1名お亡くなりになっています。全体の傾向としては、建設業・製造業・運送業・警備業での発生が多いものの、それ以外の業種でも多数発生しており、屋外・屋内関係なく発生しています。申し上げるまでもなく重要なことはWBGT値の把握とこれに応じた適切な対策ですが、通気性の良い服装、暑熱への順化などを含めた**作業環境管理・作業管理・健康管理のどれ一つして欠けることのない総合的な対策**を図っていただくことです。また、熱中症発症者の素早い発見・救急搬送による症状の軽症化も極めて重要です。熱中症を軽視しては大変なこととなります。環境省と気象庁では、4月28日から東北でも「**熱中症警戒アラート**」を開始しています。こうしたサービスを有効に活用しながら、熱中症予防に万全の取組をお願いします。

○ [STOP! 熱中症クールワークキャンペーン](#)



○ [職場における熱中症予防サイト](#)



《 年次有給休暇制度を適正に運用していますか？ 》

年次有給休暇（年休）は、雇入れ以後6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤している場合に原則10日が、その後は最大年20日が与えられます。また、年10日以上年休が与えられる労働者には、そのうちの5日を使用者が時季を指定して取得させることとされています。

しかしながら、この「年5日の時季指定義務」について、誤って理解・運用されているケースが少なくありません。その場合、労働基準法違反のおそれだけでなく、労使間のトラブル、人材の確保・定着にマイナスなどの影響が懸念されます。

具体的には、厚生労働省ホームページ「[年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説](#)」をご覧ください。

ご不明な点がある場合には、監督署又は働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。具体的な内容は、厚生労働省ホームページ「[年5日の年次有給休暇の確実な取得](#)」



《 6月から労働保険料の年度更新が始まります 》

労働保険とは、退職や育児・介護などでの収入減少に対する支援、労働災害に遭われた場合の補償など働く方のための保険であり、原則として労働者を雇用するすべての事業主が加入しているものです。年度更新とは、前年度の保険料の精算と当年度の保険料の申告・納付をまとめて行う手続です。

今年度の年度更新期間は、**6月1日から7月12日まで**となっております。期限間際になりますと手続される方が多くなり、お待ちいただく場合がありますので、お早めに手続をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症防止対策の面から、電子申請による手続をおすすめしています。保険料の納付は口座振替が便利です。詳細は監督署又は宮城労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）